

質問回答

NO.	質問	回答
1	別添２）仕様書 ２ページ ３．業務内容 ３． １． 社会実装に向けた推進体制の構築 （２）業務内容 ア ステークホルダーの特定及びヒアリング ----- ステークホルダーへのリアリングについて、対象件数の指定または目安はありますでしょうか。また、ヒアリング対象団体について、環境省様より指定または紹介いただくものはありますでしょうか。	ステークホルダーへのヒアリングについて、ステークホルダーが現時点では特定されておりませんので、対象件数の指定等はありません。 また、ヒアリング対象団体のうち一部については、弊省と普段からやりとりをしている団体があることも想定され、その場合は弊省からの紹介も可能です。
2	（別添２）仕様書 ３ページ ３．業務内容 ３． １． 社会実装に向けた推進体制の構築 （２）業務内容 ウ 持続可能な運営体制の設計 （イ） ----- 「推進体制の形成に向けた準備」については、候補者に参画する意思を明確に確認し、具体的な合意形成まで行うところまでが求められますでしょうか。もしくは、候補者名をあげるところまでを想定されておりますでしょうか。	基礎となる自動観測機等の開発が終了していないため、仕様やその測定方法等が不透明であり、具体的な合意形成は困難であると認識しています。 一方で、持続可能で実施可能な体制構築に向けた候補者の選定として、単なる候補者等の羅列ではなく、主な方向性について候補者の同意が得られれば、と考えております。ただし、これらは自動観測機等の開発動向等の他律因子等に拠るところが大きいと理解しております。
3	（別添２）仕様書 ３ページ ３．業務内容 ３． １． 社会実装に向けた推進体制の構築 （２）業務内容 ウ 持続可能な運営体制の設計 （ウ） ----- 観測機器の製造事業者については既に決定していて、環境省様よりご紹介をいただけるという認識でよろしいでしょうか。	観測機器そのものについて現時点で完成しているものではなく、製造事業者についても現時点で決まっているものではございません。
4	（別添２）仕様書 ３ページ ３．業務内容 ３． ２． 「令和８年度花粉観測手法の高度化のための研究開発業務」の請負事業者との連携 ----- 請負事業者については、どのタイミングでいつ頃にご共有いただけますでしょうか。	契約締結後にご連絡いたします。
5	（別添２）仕様書 ３ページ ３．業務内容 ３． ２． 「令和８年度花粉観測手法の高度化のための研究開発業務」の請負事業者との連携 イ 技術面の課題に係る対応依頼 ----- 「イ 技術面の課題に係る対応依頼」については、経費が発生するという想定で良いでしょうか。もしくは、「令和８年度花粉観測手法の高度化のための研究開発業務」の仕様に含まれていると考え、本業務においては請負事業者に無償で協力いただけたと考えてよいでしょうか。	「令和８年度花粉観測手法の高度化のための研究開発業務」における請負契約に基づき、「令和８年度花粉観測手法の高度化のための研究開発業務」の請負事業者によって担当されるものであり、本事業の請負事業者に開発等に係る費用を負担させるものではありません。
6	実環境での試験運用について ----- 新たな花粉観測機器について、実環境での試験運用に関する事項については、本業務の仕様には含まれないとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。